

下請け取引適正化に寄せて（専務理事談話）

中小企業の経営現場では、取引先からの手形振り出しから代金の受け取りまでに相当の日数を要することから、苦しい資金繰りや、支払期前に現金化することにもなう手数料負担に悩まされてきました。その意味で、この間の下請け代金の原則現金払い化をはじめとした下請け取引適正化の流れは、中小企業の立場からは大いに評価できるものと考えます。すでに日本自動車工業会などは自主行動計画を策定するなど、変化の兆しが生まれてきています。

商習慣上の問題により、下請けの立場にある中小企業が被る不利益については、愛知同友会でも毎年の政策提言や、行政当局との意見交換の際に盛んに訴えてきた課題でもあります。今後は政府通達にもあるように、改正された「下請け代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」の運用と合わせて、親事業者への周知徹底、下請け事業者に対する追跡調査の強化など、実効性を保証する取り組みが継続的に進められることを期待します。

昨年中小企業庁が実施した「下請等中小企業の取引条件の改善に関する調査」では、収益が改善した場合、賃上げの原資とするとした中小企業は、回答企業の7割を超えています。賃上げ意欲の高い中小企業こそが、経済の好循環の要となっていることは明らかです。

当会の実施した「2016 賃金動向アンケート」では、賃上げ（月額基本給の引き上げと定期昇給）すると回答した企業のうち6割超が5,000円未満と回答するなど、限りある蓄えのなかで引き上げ能力の限界に直面する中小企業の実態が明らかとなりました。持続的な経済の好循環を実現するには、今回の下請け取引適正化の流れを止めることなく推し進めるとともに、中小企業自らが景気の影響に左右されずらい、自立した仕事を創造し、自ら市場を創造していくことが求められます。

ここで注目すべきが、中小企業を経済的、社会的に国を支える存在として高く位置づけた中小企業憲章です。前文の「困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく」ことを念頭に、多くの国民が幸せになるために何が必要か熟慮して頂きたいと考えます。

中小企業が社会の主役として活躍することのできる平和で民主的な社会と、すべての人が人間らしく豊かに暮らせる環境を前提とした、真に国民や中小企業の見地に立った経済ビジョン策定、諸政策の展開を期待します。そのためにも、中小企業憲章の早急な国会決議を要望いたします。

.....

愛知中小企業家同友会とは

現在、愛知県下4,000名を越える中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体で、「経営体質の強化」「経営者の資質の向上」「経営環境の改善」をめざすという「3つの目的」に基づき活動しています。

1. 名称 愛知中小企業家同友会
2. 会員数 4,093名（2017年2月17日現在）
3. 会長 加藤 明彦（かとう あきひこ） エイベックス(株)代表取締役会長
4. 事務局 名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス2階
電話 052-971-2671 FAX 052-971-5406
専務理事 内輪 博之 事務局長 多田 直之
報道担当（事務局次長）八田 剛、政策担当（事務局員）池内 秀樹